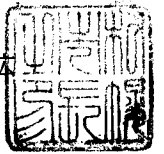




仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

平成 28 年 (2016 年) 10 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 階  
札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課  
電話 (011) 211-3871

2 契約に関する事項

(1) 業務名

仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務

(2) 業務内容

「仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務提案説明書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日まで

(4) 契約に至るまでの方法

ア 公募型企画競争参加者の募集及び受付

イ 企画提案書等の提出

ウ 実施委員会による審査 (書類審査及びヒアリング審査)

エ 上記ウの審査で、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

オ 上記エの契約候補者と所定の手続きを経て札幌市と随意契約

なお、公募型企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「仮称) 青少年科学館活用基本構想策定事前調査業務提案説明書」による

3 参加資格

以下の要件の全てを満たす者とする

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 27・28 年度札幌市競争入札参加資格者名簿 (物品・役務) に登録されている者であること。

(3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てしている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (手続開始決定後の者は除く。) 等経営状態が著しく不健全でないこと。

(4) 企画提案書の提出時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領 (平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁) に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

(6) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

4 提案説明書等の交付方法

平成 28 年 10 月 25 日 (火) から札幌市公式ホームページにて公開する